

「もっと県産材を使おう」推進事業 木造非住宅設計支援事業実施要領

令和5年6月 2日 農林水第30－100号

令和6年4月 1日 農林水第30－ 21号

令和7年4月15日 農林水第30－ 56号

「もっと県産材を使おう」推進事業のうち木造非住宅設計支援事業の実施については、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日付け三重県規則第34号）、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日付け三重県告示第249号）、森林・林業経営課関係補助金等交付要領（平成24年4月2日付け農林水第30－4号）及び森林・林業経営課関係補助金等交付事務の取扱いについて（平成24年4月2日付け農林水第30－5号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

1 趣旨

地球環境や社会・経済の持続性への危機意識を背景に、SDGsの達成やカーボンニュートラルの実現に資するものとして、再生可能で環境への負荷が少ない資源である木材利用への関心が高まっており、中でも炭素を貯蔵する木造建築物は、「第2の森林」として注目されている。

しかし、県内における建築物の木造化率については、住宅が約7割であるのに対して、非住宅分野においては約1割と低い状況であり、林業・木材産業の成長産業化に向けた新たな木材需要を創出するためには、非住宅分野における木材利用を進めることが重要である。

このため、県内の非住宅建築物における木材の需要拡大を目指して、木造非住宅建築物の建築主に対し、予算の範囲内で木造非住宅設計支援事業費補助金を交付するものとする。

2 事業内容

（1）補助の対象者（申請者）

補助の対象者（以下、事業実施主体という。）は、木造非住宅建築物の設計業務の発注者（国及び地方公共団体を除く。）とし、詳細は公募要領で定める。

（2）補助の対象となる建築物

三重県産木材を使用した木造の非住宅建築物を補助対象とし、詳細は公募要領で定める。

（3）補助の対象となる設計業務

2（2）を満たす非住宅建築物の設計業務とし、詳細は公募要領で定める。

（4）補助率及び補助金額

県の予算の範囲内において補助することとし、詳細は公募要領で定める。

(5) 補助対象経費

補助の対象となる経費は、2 (2) の建築物の基本計画・基本設計費及び実施設計の一部に係る経費とし、詳細は公募要領で定める。

3 事業の公募

本補助事業を受けようとする者は、公募要領で定める申請書類を知事に提出するものとする。

4 事業計画の採択について

知事は提出された書類について、2 の要件を満たしているか審査し、採択を行う。

知事は採択した事業実施主体に対して、事業計画の採択通知及び交付予定額の通知を行うとともに、それ以外の提出者に対しては審査結果を通知する。

なお、予算額の上限に達した時点で、事業計画書等の受付を終了する。

5 事業実施の手順

事業実施主体は、4 の事業計画の採択を受けてから 30 日以内に、知事に補助金交付申請書（様式第 5 号）を提出するものとする。

6 事業実施計画の変更

(1) 事業実施主体は、事業実施計画に以下の重要な変更がある場合には、知事に申請し承認を受けるものとする。

- ① 事業実施主体の変更
- ② 事業費の 30% を越える増減
- ③ 事業の中止又は廃止

(2) 6 (1) に該当する事業計画の変更又は中止、廃止の承認を受けようとするときは、事業計画変更（中止、廃止）承認並びに補助金等変更交付申請書（様式第 6 号）に、変更の理由及び変更内容又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付し、速やかに知事に提出するものとする。

(3) 重要な変更にあたらぬ軽微な変更により、交付決定額に変更を生じる時は変更交付申請書（様式第 7 号）を速やかに知事に提出するものとする。なお、増額は公募要領で定める補助上限額及び予算の範囲内までとする。

7 事業状況報告書の提出

事業実施主体は、10 月 31 日時点の事業の出来高について、事業状況報告書（様式第 8 号）により 11 月 15 日までに知事に提出するものとする。

8 事業実施後の措置

(1) 事業実施主体は、事業が完了したときは事業実績報告書（様式第 9 号）を作成し、知事に提出するものとする。

- (2) 事業実績報告書の知事への提出期限は、3月15日までとする。
- (3) 事業実績報告書の提出後、速やかに県の担当職員が実績調査を実施し、領収書等の写し等を調査のうえで補助金の額を確定して補助金の額の確定を通知するものとする。
- (4) 補助金の額の確定が通知され、事業実施主体が精算払い請求書を提出した後、県は補助金を支払うものとする。
- (5) 事業実施主体は、補助対象となった建築物が完成したときは、完成日から30日以内に木材使用量報告書(様式第10号)を知事に提出するものとする。

9 会計経理の適正化

- (1) 事業実施主体は、補助金と補助金以外の経理を明確に区分して取り扱うものとし、補助金の運用の適正化を確保するものとする。
- (2) 補助金の使用は、事業実施計画に規定した内容に基づいて行い、その都度領収書を受領するとともに、会計責任者は支出内容が明確に確認できる書類を整備するものとする。
- (3) 金銭の出納は、金銭出納簿により行なうとともに、領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理するものとする。また、この場合において、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。
- (4) 県は必要に応じて、事業実施主体に対し、補助金に係る経理が適切に行なわれるよう指導するものとする。
- (5) 関係書類は、事業完了年度の翌年度から5年間保管するものとする。

10 補助金の交付決定の取消し及び返還

知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- ① 提出書類に虚偽の内容の記載があったとき、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。
- ② 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ③ 2の補助の対象となる各要件を満たさなくなったとき（知事が事業実施主体の責に帰すべき理由でないと認めた場合を除く）。

11 暴力団排除のための措置

- (1) 申請を行った法人等又はその役員等が、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」別表に掲げるいずれかに該当する者であると確認されたときは、補助金の交付の決定を行わない。
- (2) 補助金の交付決定に当たっては、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」第7条（交付決定の取消）及び第8条（不当介入に対する措置）に基づく措置に関して条件を付すこととする。

12 県における事業成果の扱い

本事業により得られた事業成果等は、補助対象となる建築物の情報及び写真を含め、県において無償で活用及び公表できるものとする（企業情報及び個人情報を除く）。

13 事業実施主体の役割

事業実施主体は、本補助金の活用に当たり、「三重県『木づかい宣言』事業者」への登録や「みえの木建築コンクール」への応募等を通じて、自らの県産材利用の取組について積極的な発信に努めることとする。

附則 1 この要領は、令和 5 年 6 月 2 日から適用する。

附則 2 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附則 3 この要領は、令和 7 年 4 月 15 日から適用する。